

越 監 公 表 第 1 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和6年（2024年）7月3日付け越監第67－1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年8月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

監査の結果に係る措置について

地域共生部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 補助金申請等の事務において、所定の決裁権者の決裁を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、越谷市組織規則及び越谷市事務専決規程により、所定の決裁権者の決裁を受けなければならないことが規定されている。

当該事務執行に係る決裁状況を確認したところ、補助金交付申請に関して部長の決裁区分とされている事項について、課長決裁により事務処理をしていたものである。
(介護保険課)

【措置等の内容】

本件は、補助事業に係る補助金交付申請等の手続に際しての起案者及び決裁関与者による確認が不十分であったことにより、部長決裁を要する事項について課長決裁で事務処理をしていたものであり、当該事項については、改めて部長決裁の手続を行いました。

再発防止に向けて、事務専決規程による所定の決裁権者について課内での周知及び確認を徹底するとともに、各関係事務処理マニュアルにおいて決裁区分を明示することにより、担当職員の異動時等においても、見落としや誤認が生じないようにしていきます。

監査の結果に係る措置について

地域共生部

【指摘事項】
<支出事務> (1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、日当の請求金額が誤っていたため支給不足となっていたものである。(地域共生推進課)
【措置等の内容】
本件は、旅費の申請・承認手続に際しての起案者及び決裁関与者による確認が不十分であったことにより支給金額に不足が生じたものであり、当該不足分については、指摘後、正当額への修正処理を行い、令和6年6月に精算を完了しました。 今後は、旅費に関する所定の取扱いについての確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務執行に努めます。